平成２５年（フ）第５７２号
千葉県野田市山崎2703番地の24
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７６号
千葉県我孫子市寿２丁目23番13号
債務者　立川　　剛
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７号
新潟県三条市西潟９番７号
債務者　小海　　治
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６７号
新潟県三条市嘉坪川１丁目30番20号
債務者　田中　志穂
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６８号
新潟県三条市鶴田１丁目14番13号
債務者　角田るみ子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１７４号
長野県須坂市望岳台21番地の５
債務者　岩下　英司
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
兵庫県伊丹市池尻７丁目97番地　ドミエールＢ206、前住所兵庫県伊丹市池尻４丁目９番地59
債務者　野島　裕恵（旧姓浅堀）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番２―310号
債務者　野坂きよ子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４号
島根県浜田市日脚町255番地11
債務者　大畑　直行
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４７号
島根県浜田市松原町272番地14
債務者　徳原　澄子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４８号
島根県邑智郡美郷町粕渕453番地２
債務者　竹内　豊勝
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第８５号
山口県周南市大字櫛ヶ浜24番地、前住所山口県周南市大字湯野4964番地の10　セジュールときしげＣ―102号
債務者　井上　福美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２０７号
徳島県板野郡藍住町矢上字原194番地９
債務者　今林　香織
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８２号
北九州市若松区大字竹並1170番地
債務者　白石　有理
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９８号
北九州市小倉南区若園４丁目７番15号
債務者　出口　　宏
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４２号
北九州市小倉南区横代南町３丁目12番26号
債務者　立岩寿美江
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２４０号
埼玉県川口市大字伊刈295番地
債務者　小金澤あや子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係